

消費税ポイント還元制度



税理士法人ホサカ事務所
所長 保坂 英夫

消費税率10%がスタートしました。消費者に最大5%が還元されるポイント還元制度を紹介します。

1. キャッシュレス・消費者還元事業

消費者が中小店舗で商品やサービスを購入する際に、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、QRコード決済など）にて代金を支払った場合には、購入額の最大5%のポイントが付与される制度です。

2. 実施期間、対象店舗
実施期間は、令和元年10月1日から令和2年6月30日までの9ヶ月間です。還元対象金額は決済額に応じた金額が還元されることとなります。中小企業または個人事業主が運営する店舗の場合は5%が還元されます。また、コンビニやガソリン

スタンドなどのフランチャイズチェーンの場合は2%が還元されます。ポイントは還元対象の店舗は、経済産業省からポスターが配布され店頭に掲示されます。また、ウェブサイトでも確認できます。

3. キャッシュレス決済

お札や小銭などの現金を使用せずに代金を支払うことです。キャッシュレス決済手段には、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）やスマートフォン決済などがあります。

1 クレジットカードは、商品やサービスを受け取った後から支払いの請求が来る後払いのカードのことです。

とです。

2 デビットカードは、商品やサービスの購入時に提示すると代金が銀行口座から即時に引き落とされるカードのことです。

3 電子マネー、プリペイドカードは、カードやスマートフォンに前もって入金しておき、店の機械にタッチして支払います。

4 スマートフォン決済（QRコード読み取りなど）は、スマートフォンに、クレジットカード、電子マネー、銀行口座などを登録して支払います。

※1か月のポイント還元の上限はサービス会社により異なります。